

京都府立丹後郷土資料館整備に係る展示什器等制作業務仕様書

1 業務名

京都府立丹後郷土資料館整備に係る展示什器等制作業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日

3 業務目的

本府が令和5年12月に策定、公表した「丹後の新たな『歴史×文化×交流』の拠点へ～丹後郷土資料館リニューアルの概要について～」に基づき、展示造作什器等制作など京都府立丹後郷土資料館の展示環境の整備を行う。

4 本業務の範囲

- (1) 本館及び新館における展示ケース、展示造作什器等の制作と設置作業
- (2) 上記の設置に係る建築工事等受託者との調整

5 一般共通事項

(1) 総則

ア 適用

- (ア) 本展示制作については、設計図の他、本仕様書に基づくものとする。
- (イ) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）（最新版）及び日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）に準拠、又は監督員の指示による。

イ 監督員

本仕様書でいう監督員とは、京都府担当職員又はその代理者とし、原則、京都府立丹後郷土資料館資料課の職員が担うものとする。

ウ 疑義

本仕様書の内容について疑義が生じた場合及び判断しがたい場合には、監督員の指示による。

エ 変更

- (ア) 目的の変更、又は現場のおさまり、取り合い等による変更（材料、材質、仕上げ、工法、寸法、取付位置等）は監督員の指示によって行う。
- (イ) 設計図面、仕様書の内容に大きく変更を及ぼす場合は、文書により変更を申請し、承諾を得た上、監督員の変更指示書によって行う。

オ 指定

本仕様書に記載される製造所名・製品名・製造番号等によって指定される材料・製品の使用にあたっては、記載のものと同等、又は同等以上のものを使用すること。

カ 申請

本展示制作及び展示資料制作の実施にあたっては、すべて制作図面又は文書を監督員に提出し、承諾を得た上、監督員の指示書によって行うこと。

(2) 共通事項

ア 制作工程表及び体制表

着手に先立ち、制作工程表及び体制表を作成し、監督員の承諾を受けること。制作工程表に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、変更制作工程表を遅滞なく作成し、監督員の承諾を受けること。

イ 制作図

制作に先立ち、制作図を作成し、遅滞なく監督員に提出して承認を受けること。

ウ 現場の管理

(ア) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、その他の関係法令に従い、現場の労働者他の出入りの監督、風紀衛生の取締り、並びに火災、盗難などの事故防止について遺漏のないようにすること。

(イ) 現場作業範囲は、常に整理整頓をすること。

エ 養生

業務対象範囲内の既存建築物・工作物・植栽、設置済みの展示物、未使用材などで、汚損又は損傷のおそれがあるものについては、適切な方法で保護・養生をすること。

オ 清掃

(ア) 現場業務の完了に際しては、業務対象範囲内及び当該範囲に至る経路等の後片付け、清掃を入念に行うこと。

(イ) 発生した廃棄物などについては、関係法令に従い適切に処理すること。

カ 完成検査

設置完了時点において、受託者はすみやかに監督員の完成検査を受けること。万一、不備若しくは不良の状態にある場合は、監督員の指示に基づき、直ちに取り替え、又は補修を行って完全なものとし、完成期日までに再検査を受けること。

6 その他留意事項

(1) 業務の推進

ア 関係法令を遵守すること。

イ 展示制作に必要な情報や資料の提供については、京都府と相談の上、すすめること。

(2) 現場設置

ア 現場の設置に関しては、令和9年2月中旬までに完了すること。

イ 展示制作・設置完了から契約期間完了までの期間においては、展示納品物の破損等の責任は京都府が請け負うものとする。

(3) 委託期間の変更

建築工事の期間遅延等によるスケジュールの変更が生じた場合は、京都府や関係各所と協議の上、展示制作・設置の調整を図ること。

7 著作権等

(1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。

(2) 受託者は、本業務委託に係る成果物の著作権（法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を成果物の納入時に委託者に譲渡するものとする。

(3) 受託者は、法第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利も委託者に移転し、受託者に留保されないものとする。

(4) 第三者が著作権を有する成果物について、受託者は、その責任において、委託者の使用に支障がないように委託者に当該権利を移転させるか、又は、当該使用許諾を受けるものとする。

8 再委託について

(1) 受託者は、本契約に係る権利又は義務の全部を一括して第三者に譲渡してはならない。

(2) 受託者は、委託事項の一部について再委託を行う場合は、次の各号についてあらかじめ文書により委託者の承認を受けなければならない。

ア 再委託の相手方の商号又は名称及び住所

イ 再委託を行う業務の範囲

ウ 再委託を行う必要性

(3) 受託者は、第三者に再委託を行う場合においても、この契約により受託者の義務とされている事項につきその責めを免れない。

9 検査及び成果品

検査及び納品時期	成果品
令和9年2月中旬	※現地において監督員の検査を受けること
令和9年3月中旬	・展示竣工図書 ・機器操作説明書 ・空気環境の測定結果 ・打合せ記録簿 ・展示竣工写真データ ・上記電子データ ・その他（発注者の指示によるもの）

10 契約不適合

本業務は、完了検査の合格及び成果品の納品をもって完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備又は是正すべき事項が判明した場合は、受託者の負担において速やかに必要な措置を講じるものとする。対象は委託期間完了後、1年以内とする。